

令和7年8月22日

第4回 北海道地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込要領によりお申込みください。

記

- 1 日 時 令和7年8月26日（火） 午前10時00分～
- 2 場 所 札幌第1合同庁舎 7階会議室
札幌市北区北8条西2丁目1番1号
- 3 議 題 北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出
について 他

異議申出が無い場合、中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- 4 傍聴者 若干名

5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、希望者ごとに希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス及び所属を任意の様式に御記入の上、はがき又は電子メールにて下記のあて先までお申し込みください。

申込締切日は、令和7年8月25日（月）正午必着 です。

【はがきの場合】

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎9階

北海道労働局 労働基準部 賃金室 宛

【電子メールの場合】 メールアドレス：chingin@hkdrdk.go.jp

※当選の御連絡を電子メール（申し込みいただいた時の電子メールアドレスに送付）にて行います。

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。

抽選の結果、当選され傍聴できる方に対して後日はがき又は電子メールでご連絡いたします。

(傍聴できない方については、ご連絡いたしません。)

- (3) 当日は、審議開始10分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められません。なお、事前にお申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、本人であることを証明できるものをご持参ください。

6 その他

- (1) 傍聴できる方には、はがき又は電子メールで連絡しますので、当日はそのはがき又は印刷（若しくはタブレット・スマートフォン等で画面を掲示）した電子メールを審議会場受付に提出してください。
- (2) 傍聴される場合には、別添「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- (3) 車椅子をご使用なされる方は、事前にご連絡をお願いいたします。また、介助の方が同伴される場合は、その方のお名前も併せてお書きください。
- (4) 合同庁舎にはセキュリティーゲートが設置されております。入館される際には、1階ロビーで入館手続が必要となります。
- (5) 傍聴時のマスクの着用については個人の判断とさせていただきます。
- (6) 合同庁舎駐車場は混雑しますので、公共交通機関を利用してください。
- なお、駐車場入場による遅延が理由であっても審議会開始後の入場は認められません。

【お問合せ先】

北海道労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金係

電 話 011-709-2311（内線3533）

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ、ＩＣレコーダー等の使用はできません。
- 4 傍聴人は、意見を述べることはできません。また、静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に賛否を表明すること、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 7 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内での着用はできません。
- 8 銃刀類、その他危険なもの、プラカード等その他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを携帯している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 9 その他、北海道地方最低賃金審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- 10 なお、これらの事項を遵守いただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。

北海道地方最低賃金審議会
北海道地方最低賃金審議会事務局